

財務省第13入札等監視委員会 令和2年度第4回定例会議審議概要

開催日及び場所	令和3年6月23日(水) Web会議方式により実施	
委員	塚本 晃大 (塚本晃大法律事務所 弁護士)	
	朝田 とも子 (熊本大学 法学部 准教授)	
	山西 佑季 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授)	
審議対象期間	令和3年1月1日～令和3年3月31日	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	0件	
随意契約(公共工事)	0件	
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 普通財産の管理処分等業務委託(大分地域)一式 契約相手方 : 株式会社玄友舎 法人番号 : 5320001004392 契約金額 : 15,967,710円(税込) 契約締結日 : 令和3年2月1日 担当部局 : 九州財務局
		契約件名 : 税関検査台(離島含む)改装請負契約 契約相手方 : 株式会社コフホ 法人番号 : 9360001010697 契約金額 : 10,428,000円(税込) 契約締結日 : 令和3年1月4日 担当部局 : 沖縄地区税関
随意契約(物品役務等)	2件	契約件名 : 照会費用 契約相手方 : 株式会社肥後銀行 ほか4社 法人番号 : 2330001001532 ほか 契約金額 : 1枚につき 22円 ほか 契約締結日 : 令和2年4月1日 担当部局 : 熊本国税局
		契約件名 : 令和3年分鑑定評価員等及び土地精通者の募集 契約相手方 : 株式会社バード不動産鑑定所 ほか17者 法人番号 : 3360001016345 ほか 契約金額 : 1地点当たり 73,900円(税込) ほか 契約締結日 : 令和2年10月6日 担当部局 : 沖縄国税事務所
うち応札(応募)業者数 1者関連	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>【事案1】</b>            契約件名 : 普通財産の管理処分等業務委託(大分地域)一式            契約相手方 : 株式会社玄友舎            法人番号 : 5320001004392            契約金額 : 15,967,710円(税込)            契約締結日 : 令和3年2月1日            担当部局 : 九州財務局</p> <p>契約金額が比較的高額である理由はどうしてか。</p> <p>どのような財産に対する業務委託なのか。</p> <p>予定件数は、どのように算出しているのか。</p> <p>誤信使用財産とはどのような財産なのか。</p>	<p>過去3か年の実績件数を基に算出した予定件数で積算した金額であり、令和2年度から令和4年度までの3年度分の契約である。</p> <p>大分県内に所在する旧里道・水路等の隣接土地所有者等への売払い等業務などを対象にした業務委託である。</p> <p>過去3か年の実績件数を基に予定件数を算出している。</p> <p>書面で説明。</p>
<p><b>【事案2】</b>            契約件名 : 照会費用            契約相手方 : 株式会社肥後銀行 ほか4社            法人番号 : 2330001001532 ほか            契約金額 : 1枚につき 22円 ほか            契約締結日 : 令和2年4月1日            担当部局 : 熊本国税局</p> <p>取得した情報はどのように利用するのか(守秘義務に抵触しない範囲で。)</p> <p>沖縄国税事務所でも同様の事業が行われているが、徴税担当地域の広さに対して依頼対象金融機関少ないように感じるが原因は何か。</p>	<p>照会によって取得した情報は、国税の調査及び滞納処分で利用する。</p> <p>金融機関に対する照会は、国税の調査及び滞納処分を行う中で取引状況の確認が必要なものについて行うものであり、照会の件数は個々の案件ごとに異なり、調査や滞納処分の件数も国税局ごとに違いがあることから、一律に比較することはできない。</p>
<p><b>【事案3】</b>            契約件名 : 税関検査台(離島含む)改装請負契約            契約相手方 : 株式会社コロバ            法人番号 : 9360001010697            契約金額 : 10,428,000円(税込)            契約締結日 : 令和3年1月4日            担当部局 : 沖縄地区税関</p> <p>当該物品についてご説明頂きたい。</p> <p>落札率が比較的高い理由は何か。</p>	<p>税関検査場に設置している税関検査台を改装し、旅具検査時において、税関職員と旅客との間における新型コロナウイルスの飛沫感染の防止を図るための物品である。</p> <p>複数者から参考見積書を徴取し、価格を比較した上で予定価格を決定しており、市場価格が反映された結果であると認識している。</p>
<p><b>【事案4】</b>            契約件名 : 令和3年分鑑定評価員等及び土地精通者の募集            契約相手方 : 株式会社バード不動産鑑定所 ほか17者            法人番号 : 3360001016345 ほか            契約金額 : 1地点当たり 73,900円(税込) ほか            契約締結日 : 令和2年10月6日            担当部局 : 沖縄国税事務所</p> <p>鑑定を行う、依頼地点数の増減はないのか。</p> <p>応募者数は例年変わらないのか。また、依頼地の選定において、調査する基準はあるのか。</p> <p>複数の業者へ割り当てる法則はあるのか。</p>	<p>地点数が増える場合はある。例えば、路線価を評価しなければならない地点が広がった場合などがある。</p> <p>応募者数は、ここ数年は大きく変わっていない。            依頼地の選定については、従来から各地域の指標となる地点への適切な配置を見直しており、変動の著しい地域に標準地を新設したり、比較的地価変動がない地域を統合するなど選定している。</p> <p>依頼者の経験により詳しい地域を割り当てるようにしており、より正確な評価になるよう割り当てている。</p>